

事務連絡
令和3年10月1日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

緊急事態宣言等の終了後の、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年9月28日に開催された第77回新型コロナウイルス感染症対策本部において、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されたことを受け、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より国土交通省自動車局を通じ、別添1～3のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等の終了、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等の周知徹底について依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和3年9月30日付け）
- ・別添1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡（R3.9.28）
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について」
- ・別添2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡（R3.9.28）
「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」
- ・別添3 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡（R3.9.28）
「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」